

地震災害時における知事の談話

神奈川県民の皆さん、私は、県知事の黒岩です。

ただいま、県内で大きな地震が発生いたしました。

県は、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、私は本部長として、県の総力をあげて、市町村と一体となって、応急対策に取り組んでおります。

県民の皆さん、地震で最も恐ろしいのは、津波と火災による被害の拡大です。

自宅や海岸において大津波警報や津波警報が発表された場合には、速やかに高ところへ避難するとともに、警報が解除されるまで荷物を取りに戻ったり、様子を見るために海岸へ近寄ったりすることがないようにお願いします。

また、火災を出さないよう注意し、速やかに避難してください。

そして、家族や地域でお互いに助け合い、励まし合って、冷静に行動されるようお願いいたします。

県としても、その都度、情報を提供してまいりますので、デマや流言に惑わされないようお願いいたします。

災害時等における報道協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県知事（以下「甲」という。）が、神奈川県地域防災計画に基づき、災害対策本部、地震災害警戒本部を設置した場合またはこれに準じる事態が生じた場合（以下「災害時等」という。）において、神奈川県が行う災害応急対策または地震防災応急対策に対する〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）の報道協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等に各種の混乱防止と被害の実状周知を図るため、次の事項に関する広報を行うにあたり、必要な場合には乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報
- (3) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する情報
- (4) 消防、水防、その他の応急対策に関する情報
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する情報
- (6) 道路交通の情報
- (7) 交通機関に関する情報
- (8) 電気、ガス、水道、電話等のライフラインに関する情報
- (9) 医療及び避難に関する情報
- (10) その他神奈川県地域防災計画に定めるもの

(要請手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他必要な事項

(報道の協力)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲の協力要請を受けたときは、迅速な報道等必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 乙は、報道等必要な措置を講じる際には、緊急通行車両等の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、神奈川県防災局災害対策課長及び〇〇〇〇を連絡責任者とする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 神奈川県知事 岡崎 洋

乙 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇

協定締結先一覧

協定締結先	連絡責任者名	締結年月日
朝日新聞社(株)横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)毎日新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)読売新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)産業経済新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(株)中日新聞東京本社(東京新聞)横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)日本経済新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)日刊工業新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(株)日本工業新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(社)共同通信社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)時事通信社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
日本テレビ放送網(株)取締役社長	報道局社会部長	平成8年10月1日
(株)東京放送(株)取締役社長	報道局ニュースセンター社会担当部長	平成8年10月1日
(株)フジテレビジョン(株)取締役社長	横浜支局長	平成8年10月1日
全国朝日放送(株)取締役社長	報道局報道センター社会部長	平成8年10月1日
(株)テレビ東京(株)取締役社長	報道局ニュース報道部長	平成8年10月1日
(株)ニッポン放送(株)代表取締役社長	編成局報道部長	平成11年12月20日

災害時の災害広報計画推移表（県内最大震度震度6弱以上観測）

資料4-1-1-(16)
(知事室、くらし安全防災局総務室)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応
△:その他の主要な対応
◎:新たに広報する情報
◇:継続して広報する情報

(時間経過)

	1時間後	3～4時間後	6～7時間後	12時間後
県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ★ 職員の非常参集(設備)開始 ★ 災害対策本部設置、指定避難所情報収集 ★ ヘリコプター情報収集開始 ★ 医療救護本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 第1回災害対策本部会議 ★ 情報収集、整理本格化 ★ 県内の応援要請(消防庁、警察、自衛隊) ★ 物資確保準備 ★ 関係機関へ応援要請 ★ 交通輸送手段の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 第2回災害対策本部会議 ★ 追加応援要請 ★ 救護班派遣、後方搬送準備 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 災害対策本部会議 ★ 救出活動調整 ★ 医療救護、搬送活動調整
	<ul style="list-style-type: none"> △ 報道機関からの情報提供要請が高まる △ 臨時記者室の設置 △ 広報対策会議の実施 △ 掲示板により情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 定期的な記者会見 △ インターネットによる情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 避難所の設置状況 ◎ 食料、生活必需品の供給状況 ◎ 交通規制及び各輸送機関の運行状況 ◎ 応急対策の状況 ◎ ライフラインの状況 ◎ 避難所の設置状況 ◎ 医療機関の状況 ◎ ライフラインの状況 ◎ 帰宅状況と情報提供 ◎ 被災状況と情報提供 ◎ 余震等、地震発生に関する情報 ◎ 被災状況と情報提供 ◎ 余震等、地震発生に関する今後の見通 ◎ 帰宅状況と情報提供 ◎ 余震対策に関する情報 ◎ 被災状況と応急対策の状況 ◎ 避難必要性の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 防疫活動の状況 ◇ 交通規制及び各輸送機関の運行状況 ◇ ライフラインの状況 ◇ 医療機関の状況 ◇ 食料、生活必需品の供給状況
災害広報				
住民等避難	<ul style="list-style-type: none"> △ 住民、自主防災組織等による消火活動開始 △ 一部住民の避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> △ 延焼地区の住民避難 	<ul style="list-style-type: none"> △ 延焼地区、その他周辺住民の避難継続 	<ul style="list-style-type: none"> △ 対象地域住民の避難完了
救護所	<ul style="list-style-type: none"> ★ 救護所開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 救護所の一部開設 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 救護所の一部開設 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 救護所活動本格化
避難所	<ul style="list-style-type: none"> △ 避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> △ 避難所名簿の準備 △ 避難所運営体制の確立 	<ul style="list-style-type: none"> △ 避難所の本格運営開始 	<ul style="list-style-type: none"> △ 物資調達本格化
物資調達	<ul style="list-style-type: none"> △ 避難所内の備蓄物資配布開始 △ 一部給水開始 ★ 協定先への物資調達要請開始 	<ul style="list-style-type: none"> △ 備蓄物資避難所への到着開始 △ 一部給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> △ 物資調達本格化 △ 本格応急給水開始 △ 一部資源の到着 △ 物資の本格化 	

災害時の災害広報計画推移表（県内最大震度震度6弱以上観測）

凡例 ★：判断や実施の時期が特に重要な対応
 △：その他の主要な対応
 ◎：新たに広報する情報
 ◇：継続して広報する情報

(時間経過)

24時間後 ▼ 48時間後 ▼ 72時間後 ▼ 1週間後 ▼

<p>県災害対策本部</p>	<p>★災害対策本部会議 ★救出活動調整 ★医療救援、搬送活動調整 ★臨時災害相談窓口設置</p> <p>★災害対策本部会議 ★救出活動調整 ★医療救援、搬送活動調整</p> <p>★災害対策本部会議 ★救出活動調整 ★医療救援、搬送活動調整</p> <p>★災害対策本部会議 ★生活復旧の検討</p>
<p>災害広報</p>	<p>◎相談窓口の状況 ◇防疫活動の状況 ◇交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況</p> <p>◇交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況 ◇相談窓口の状況</p> <p>◎融資等金融関連情報 ◇交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況 ◇相談窓口の状況</p>
<p>住民等避難 救護所 避難所 物資調達</p>	<p>△一部住民が域外避難</p> <p>△災害時要援護者向け対応本格化 △ボランティア避難所支援開始 △避難者名簿作成 △物資の確保本格化</p>

災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して神奈川県警察本部長曾我力三（以下「甲」という。）と神奈川県知事内山岩太郎（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

（範 囲）

第1 乙が、法第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の利用又は使用」という。）することができる範囲は次のとおりとする。

1. 警察優先電話
2. 警察無線電話
3. 警察無線電信

（通信内容）

第2 第1に基づき乙が利用又は使用する場合の内容は次のとおりとする。

1. 災害に関する予報若しくは警報の通知
2. 予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等

（依頼の手續き）

第3 警察通信設備の利用又は使用の手續きについては、県においては、環境部防災消防課長、県警察本部においては、警察部警備課長とし、依頼の手段は原則として、次の事項を書面にして申し出るものとする。ただし、緊急の場合は電話又は口頭によることができるものとする。

なお、県の出先機関から県知事への報告又は連絡のために前記設備を利用又は使用する場合は、出先機関の長と最寄りの警察署長をそれぞれの窓口とする。

- (1) 利用又は使用する通信設備の種類
- (2) 利用又は使用する理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者

2. 前項の申込みを受けた警備課長は、その内容を警務課長その他の通信統制官等にすみやかに連絡するものとする。

（承認及び通信順位）

第4 第3の2の規程に基づき、連絡を受けた警務課長その他の通信統制官は、その通信内容が緊急を要する場合においてその通信のための特別の必要があると思われるときは、その利用又は使用を承認するものとする。

この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は、警務課長その他の通信統制官等が通話の内容、受付け順位を申しやく決定するものとする。

（利用又は使用の場合）

第5 乙が警察通信設備を利用又は使用する場合は、極力自己の管理に係る通信手段を尽くした後において行うものとする。

（雑 則）

第6 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は甲、乙協議の上決定するものとする。

附 則

昭和39年5月11日から施行する。

昭和39年5月11日

甲 神奈川県警察本部長 曾 我 力 三
乙 神奈川県知事 内 山 岩 太 郎

了解事項

- 1 警察通信手段の利用又は使用の種類についてはの選択は、県警に任せる。
- 2 第3の依頼手段は、伝票式とする。（様式別添）
- 3 通知又は、要請を行う場合の連絡先を常に把握しておくため地域防災計画の中に市町村及び関係機関等の防災担当責任者を明確に定めること。
- 4 本協定に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または、通信機器の貸与を行わないものとする。

神奈川県非常通信運用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、災害時の県と市町村間の非常通信の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 非常通信

災害時、一般公衆回線及び防災行政通信網が利用できない又は利用困難な場合に、他機関の自営通信システム等その他の手段を用いて行う通信のことをいう。

(2) 非常通信ルート

県とその他自営通信システムを保有する機関との間であらかじめ設定した災害時の通信ルートのことをいう。

(非常通信ルート)

第3条 県と市町村間の非常通信ルートは、別表のとおりとする。

(運用の原則)

第4条 非常通信の運用原則は、次の各号に定めるところによる。

(1) 非常通信の利用

県及び市町村は、災害時に一般公衆回線及び防災行政通信網が利用できない場合に、人命の救助、災害の救助、災害の救援、交通通信の確保を目的として非常通信を利用できる。

(2) 非常通信の内容

非常通信は、次の内容の通信に利用する。(①～③の順に優先される)

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 県又は市町村が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
(被害状況把握、応援要請、前記に対する回答)
- ③ 鉄道、道路、電力、ガス設備、電話回線の被害状況及び応急復旧作業に関するもの

(3) 非常通信利用時の留意事項

上記の場合であっても、他機関の自営通信システムを利用する関係上、情報伝達内容は簡潔明瞭なものとし、本来業務への影響を最低限に抑えるものとする。

(通信の様式)

第5条 非常通信は、情報伝達内容を簡潔明瞭なものとするため、原則として別記第1号様式を使用する。

(非常通信訓練)

第6条 神奈川県安全防災局は、原則として次の各号のとおり非常通信訓練を実施する。ただし、全国非常通信訓練等が実施されるときは、それに替えるものとする。

(1) 訓練日 奇数月10日(10日が土日祝日の場合は、順延して行う。)

(2) 訓練時間 午前9時～12時

(3) 対象市町村 毎回2～3市町村に、地理的条件等を考慮して協力を依頼する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、非常通信の運用に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年8月1日から施行する。

非常通信用紙

宛先	機関名：	年月日時分	年月日時	時
発信人	発信日時	月	日	時
	機関名：			(取扱者：)
通報文	発生日時：	平成	年	月
	分			日
	災害種別：	地震・洪水・火災・津波		
	被災地区：			
	被害状況：			
	要請内容：			
伝達経路	1 機関名：	受信(時分)・送信(時分)		
	2 機関名：	受信(時分)・送信(時分)	(取扱者：)	
	3 機関名：	受信(時分)・送信(時分)	(取扱者：)	
	4 機関名：	受信(時分)・送信(時分)	(取扱者：)	

*各市区町村は都道府県をあて先とし、各都道府県はあて先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること。

*中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

*受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機を出発時刻を記載すること。

市町村	受付機関	中継機関	受信機関
横浜	神奈川県警察本部	—	—
川崎市	川崎警察署 神奈川県電力パワーグリッド(株)川崎支社 東京電力パワーグリッド(株)川崎支社 横浜警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部 神奈川県電力パワーグリッド(株)神奈川総支社 神奈川県警察本部
横浜	横浜警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
平塚市	平塚警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
鎌倉市	鎌倉警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
藤沢市	藤沢警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
小田原市	小田原警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
茅ヶ崎市	茅ヶ崎警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
逗子市	逗子警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
相模原市	相模原警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
三浦市	三浦警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
秦野市	秦野警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
厚木市	厚木警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
大和市	大和警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
伊勢原市	伊勢原警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
海老名市	海老名警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
座間市	座間警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
南足柄市	南足柄警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
綾瀬市	綾瀬警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
葉山町	葉山警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部
寒川町	寒川警察署 神奈川県警察本部	—	神奈川県警察本部

災害時における相互協力に関する協定

神奈川県知事（以下「甲」という。）、神奈川県エムネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社ニッポン放送（以下「丙」という。）は、神奈川県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合、又は設置が見込まれる場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時における甲、乙及び丙の情報の相互提供、広報協力に係る相互連携協力について定め、もって災害時における広報力の強化を図ることを目的とする。

(情報の相互提供)

第2条 甲は、乙及び丙に対し、必要と認めるときは、災害に関する情報を提供することとする。

2 乙及び丙は、必要と認めるときは、次の各号に定める情報について、相互に提供を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

- (1) 乙の保有する地域情報
- (2) 丙の保有する広域情報
- (3) その他災害に関する情報

3 乙を構成する各社（以下「乙の各社」という。）及び丙は、前項により情報の提供を求めるとき、個別に連絡を取り合うものとする。

4 乙の各社は別表のとおりとし、乙の各社に変更があった場合、又は乙の丙社のサービス名に変更があった場合、乙は遅滞なく別表を修正し、甲及び丙に書面にて通知するものとする。

5 乙及び丙が放送した情報は、放送社のクレジットを付して乙及び丙が利用することができる。

6 乙を構成する神奈川県新聞社について、第3項に定める「個別に連絡を取り合う」対象から除外し、神奈川県新聞社が運営するニュースサイト「カナロコ」に掲載されている情報は、連絡を取らずにクレジットを付して乙及び丙が利用できるものとする。

(出演者協力)

第3条 乙及び丙は、必要と認めるときは、前条第2項各号に定める情報を放送するため、相互に出演者の協力を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

2 乙及び丙は、前項により出演者の協力を求められた場合は、可能と認める範囲において、出演者の派遣を行うものとする。その際の条件等は、乙と丙で協議を行い、定めるものとする。

市町村	受付機関	中継機関	受信機関
大磯町	大磯警察署 平塚水道営業所	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課
二宮町	大磯警察署 平塚水道営業所	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課
中井町	松田警察署 東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社
大井町	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)
松田町	松田警察署 松田警察署	神奈川県警察本部 神奈川県警察本部	神奈川県警察本部 神奈川県警察本部
山北町	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	神奈川県警察本部 神奈川県警察本部
開成町	松田警察署 松田警察署	神奈川県警察本部 神奈川県警察本部	神奈川県警察本部 神奈川県警察本部
箱根町	温泉地字研究所 平塚水道営業所 箱根水道センター	企業局水道部浄水課	企業局水道部浄水課
真鶴町	湯河原町役場 小田原警察署	企業局水道部浄水課	企業局水道部浄水課
湯河原町	真鶴町役場 東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社
愛川町	県央地域県政総合センター 厚木警察署	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社
清川村	厚木警察署	神奈川県警察本部 神奈川県警察本部	神奈川県警察本部 神奈川県警察本部

(平時の取組)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、甲、乙及び丙が災害時に備えて行う訓練、研修及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第5条 甲、乙及び丙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙丙それぞれ連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(責任)

第6条 甲、乙及び丙が相互に入手した情報の放送について、責任は放送を実施した事業者（乙及び丙）が負うものとする。

(費用負担)

第7条 放送に係る費用は無償とする。但し、災害放送が長期に及ぶ場合や平時の啓発放送に係る費用は、別途協議により定めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも申出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。この各社は、それぞれ、本協定書の写し1通を保有する。

令和2年10月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県エフエムネットワーク

乙 代表幹事

神奈川県横浜西区みなとみらい2-2-1
横浜エフエム放送株式会社

代表取締役社長 兒玉 智彦

丙 東京都千代田区有楽町1-9-3
株式会社ニッポン放送

代表取締役社長 榎原 麻希

神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

- (1) 通常応援
隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に実行するもの。
- (2) 消防団応援
隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に実行するもの。
- (3) 特別応援
いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により実行するもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消火力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

別表（第2条関係）

- 乙を構成する各社
乙を構成する各社は、令和2年10月28日時点で次のとおり。

機関名	備考
大和ラジオ	
湘南平塚コミュニティ放送	
横須賀エフエム放送	
逗子・葉山コミュニティ放送	
かわさき市民放送	
エフエム熱海湯河原	
鎌倉エフエム放送	
藤沢エフエム放送	
エフエム戸塚	
エフエムさがみ	
横浜コミュニティ放送	
海老名エフエム放送	
F.M.湘南マジックウエイブ	
横浜マリエンエフエム	
F.M.小田原	
神奈川新聞社	
横浜エフエム放送	乙 代表幹事

第5条 応援要請(覚知による自動出場を含む。)を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

(1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。

(2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

(4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合において、は、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への上場若しくは帰路途中において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書23通を作成し、記名押印の上各1通を保有する

ものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。

(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。

(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。

(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。

(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。

(平成25年4月19日締結)

附則

この協定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月21日締結)

附則

この協定は、平成4年4月1日から施行する。

(令和4年3月23日締結)

4-2-(2) (消防保安課)

神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空機特別応援の種類

航空機特別応援の種類は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人名救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）

(4) 救急出場

救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

6 航空機特別応援の要請手続

(1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

ア 必要とする応援の種類及びその具体的内容

イ 応援活動に必要な資機材等

ウ 離発着可能な場所及び給油体制

エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法

オ 離発着場における資機材の準備状況

カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名

ク 気象の状況

ケ ヘリの誘導方法

コ その他必要な事項

(2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。

(3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

9 航空機特別応援の始期及び終期

(1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特

別応援出場すべき命令があったことは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

(3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等

(1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等

(1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする

(2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）

イ 燃料の補給体制

ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法

エ 離発着場への職員の派遣

オ 応援に伴い生じることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制

キ その他必要と認める事項

(3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員（ヘリの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者

及び運航管理要員を含む。）の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

(1) 人の死傷に伴う事故

(2) 航空機の重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

東京湾消防相互応援協定書

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。
(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づき応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次に該当する場合に第2条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消火力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防止するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項
(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか、応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

別表 1

航空特別応援担当区域

応援側市町	担 当 区 域 (要請市町)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

※委託区域を含む。

別表 2

応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2651・2655

様式 1、様式 2 及び様式 3 省略

(消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定都市間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。
(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。

(2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

(実施細部)

第5章 雑則

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市内において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

東京消防庁消防総監	中	條	永	吉
川崎市消防局長	長	高	橋	清
千葉市消防局長	長	松	井	旭
横浜市消防局長	長	高	秀	信
川崎市消防局長	長	高	橋	國
川崎市消防局長	長	高	橋	國

附則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市内において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

東京消防庁消防総監	中	條	永	吉
川崎市消防局長	長	高	橋	清
千葉市消防局長	長	松	井	旭
横浜市消防局長	長	高	秀	信
川崎市消防局長	長	高	橋	國

附則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

東京消防庁消防総監	関	口	和	重
川崎市消防局長	長	阿	部	孝
千葉市消防局長	長	鶴	岡	啓
横浜市消防局長	長	中	田	一
川崎市消防局長	長	千	葉	宏
川崎市消防局長	長	千	葉	光

神奈川県消防広域応援体制に係る航空機応援実施要領

1 目的

この航空機応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号及び消防防災ヘリコプター出動等に係る協定第3条の規定に基づき、災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機応援」という。）が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 応援側市
ヘリを保有し、県の要請に基づきヘリの応援を行う横浜市及び川崎市をいう。
- (2) 要請側市町村
災害等が発生し、又はその発生のおそれのある場合で、ヘリによる応援を必要とする市町村をいう。

3 対象とする災害

航空機応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

4 航空機応援の種別

航空機応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のためのお出場の出動
- (2) 火災出場
消火活動のためのお出場の出動
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合のお出場の出動（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急患者搬送のためのお出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の搬送のためのお出場の出動

5 航空機応援の担当区域

応援側市の応援担当区域は、別表1のとおりとする。
ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出動を必要と認めた場合は応援側市の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

6 航空機応援の出場限定条件

航空機応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

7 航空機応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、航空機応援を必要とみとめた場合は、様式1により次の事項を応援側市の応援担当区域に基づき、該当応援側市に連絡するとともに、神奈川県知事（以下「県知事」という。）へ要請するものとする。

ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容

イ 応援活動に必要な資機材等

ウ 離発着可能な場所及び給油体制

エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法

オ 離発着場における資機材の準備状況

カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名

ク 気象の状況

ケ ヘリの誘導方法

コ その他必要な事項

(2) 県知事は、応援担当区域に基づき、応援側市に航空機応援の出動要請を行う。

なお、災害発生地の消防長が複数のヘリ出動を要請した場合は応援担当区域の応援側市の航空機が出場できない場合は、応援担当区域外の応援側市と調整する。

(3) 神奈川県との連絡先は、別表2のとおりとする。

(4) 応援側市の消防本部連絡先は、別表3のとおりとする。

(5) 要請事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

8 航空機応援の決定の通知

応援側市の消防長は、前項の航空機応援の出動要請に基づいて、応援を行う

ことを決定した場合には、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

9 航空機応援の中断

(1) 応援側市の都合でへりを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市の消防長は、要請側市町村の消防長と協議して航空機応援を中断することができるとする。

(2) 航空機応援を中断する場合、応援側市の消防長は、果知事にその旨を報告するものとする。

10 航空機応援の始期及び終期

(1) 航空機応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きへりが航空機応援の命を受けたときに始まり、へりポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町村により航空機応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) へりがへりポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機応援が始まるものとする。

(3) へりが、航空機応援に出動中に前項の規定に基づき、航空機応援が中断され、応援側市に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機応援は終了するものとする。

11 航空機応援のための出場したへりの指揮等

(1) 航空機応援のための出場したへりの指揮は、要請側市町村の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該へりに搭乗している指揮者がへりの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該へりに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

12 活動結果の報告

応援側市は、応援活動終了後、神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書様式1により、果知事及び要請側市町村の消防長に活動結果を報告するものとする。

13 航空機応援に係る要請側市町村の事前計画等

(1) 要請側市町村は、航空機応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

7 地域防災計画に定める離発着場のうち、へりの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）

イ 燃料の補給体制

り 応援出場へりと要請側消防本部の通信連絡方法

エ 離発着場への職員の派遣

オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置

カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制

キ その他必要と認める事項

(3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市へあらかじめ届出するものとする。

14 応援側市の情報提供

応援側市の消防長は、新規にへりを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により果知事及び各消防長へ情報提供するものとする。

15 航空機応援に要する経費の負担区分

航空機応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) へりの燃料費、隊員（へりの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者及び運航管理要員を含む。）の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市の重大な過失により発生した損害は、応援側市の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町村の消防長と応援側市の消防長が協議し決定するものとする。

16 へり事故時の連絡

要請側市町村の消防長は、応援出場したへりに関する次の事故を覚知したときは、果知事及び応援側市の消防長に速やかに連絡するものとする。

(1) 人の死傷に伴う事故

(2) 航空機の重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

別表 1

応援側市及び航空応援担当区域

応援側市	担 当 区 域 (市町村)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

※委託区域を含む。

別表 2

神奈川県内の連絡先

要請先	区分	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
神奈川県	平日	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829
	休日	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409

別表 3

応援側市の消防本部連絡先

応援側市	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修繕及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に因して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修繕、及び同項第10号に規定するものうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所準の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設等)

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県土木整備局建設住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建設業協会事業部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるものは必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊証名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成17年4月1日付付付「災害時における被災仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日



甲 神奈川県横浜市中区日本橋
神奈川県知事 黒岩 祐久



乙 神奈川県横浜市中区青木町
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区内藤
川崎市市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区甲斐谷
相模原市長 加山 俊夫
〒251-1505



戊 神奈川県横浜市中区太田町2-22
一般社団法人相模原県建設業協会 会長 小俣

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）及び救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて補話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて補話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて補話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 丙のあっせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県土産部局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市健康局住宅部住宅政策課、丙においては一般社団法人ブレハブ建築協会業務第一課とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の広域調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力ができる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めるところができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名称及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救済実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙が、救済実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

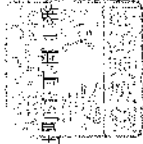
3 甲と丙との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記各押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日



甲 神奈川県横浜市中区日本町
神奈川県知事 黒岩 祐清



乙 神奈川県横浜市中区海町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 東京都千代田区神田小塚町2丁目3番13号 M&Cビル5階
一般社団法人ブレハブ建築協会 会長 芳井 敬

災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救済実施市である横浜市のうち「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人全国木造応急事業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救済実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救済実施市をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

2 乙、丙又は丁は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえで、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設等を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、

甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設等)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県国土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力をできる建設能力等の状況を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を要求することができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、役員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるものは必要な事項については、その都度甲乙丙丁で協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日（以下「発効日」という。）から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

3 甲と戊との間で締結した平成27年6月1日付け「災害時における木造広域仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

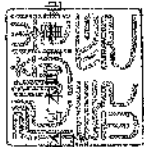
平成31年4月1日



甲 神奈川県横浜市中区日
本入道町新地 祐
神奈川県知事 黒岩 祐



乙 神奈川県横浜市中区港
町東丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎
区福田 祐
川崎市長 福田 祐



丁 神奈川県相模原市中央
区中央五丁目11番15号
相模原市長 加山 俊夫

戊 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 大野 伸司

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、千葉県（以下「甲」という。）並びに救済実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業界協会神奈川県支部（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するもので木造のものをいう。
第3条 「救済実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救済実施市をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

第4条 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

第5条 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかの場合、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

第6条 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

第7条 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策課住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画推進課・住まい政策課、戊においては一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川県支部事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊が加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、都風又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

3 甲と戊との間で締結した平成30年5月24日付け「災害時における木造心電仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日



甲 神奈川県横浜市中区日本大通
神奈川県横浜市中区日本大通
神奈川県横浜市中区日本大通



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区福田
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区川井町5丁目11番15号
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区鶴見区鶴見中央4丁目33番1号 ナイスビル内
一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川県支部
支部長 平山 恒一郎

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救済実施市である横浜市のうち、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本ムービングハウズ協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。
2 「救済実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救済実施市をいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

(協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査し、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては建築局住宅部住宅政策課、丙においてはまちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては都市建設局まちづくり推進部建築・住まい政策課、戊においては事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡調整を甲に求めることができる。

(報 告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認められた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるものは必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、令和5年3月17日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救済実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月17日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1



神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10



横浜市長 山中 竹春

丙 神奈川県川崎市川崎区高津町三番地



川崎市長 福田 紀彦

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号



相模原市長 本村 賢太郎

戊 北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2番15号

一般社団法人日本ムービングハウス協会



代表理事 佐々木 佳博

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)、並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)、及び相模原市(以下「丁」という。)、と、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会(以下「戊」という。))は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下同じ。)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救済実施市をいう。

(協力要請)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第4条 戊は、前条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

(甲、乙、丙及び丁の役割)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

(戊の役割)

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する成の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
 (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
 (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県土木整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市政建設局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人神奈川県住宅地建物取引業協会事務局長とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
 2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、内、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保存するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人神奈川県住宅地建物取引業協会との間で締結した平成17年11月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成22年8月23日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日



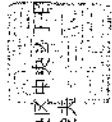
甲 神奈川県横浜市中区日本大通り
 神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
 横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区本郷の宮
 川崎市長 佐田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号
 相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区佐占町1番1号
 公益社団法人 神奈川県住宅地建物取引業協会 会長 坂本 久



災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)、並びに救済実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)、及び相模原市(以下「丁」という。)、公益社団法人全日本不動産協会相模原川崎本部(以下「戊」という。))は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下同じ。)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救済実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救済実施市をいう。

(協力要請)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第4条 戊は、前条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

(甲、乙、丙及び丁の役割)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

(戊の役割)

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
 (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
 (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県土木整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
 2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部との間で締結した平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日



甲 神奈川県横浜市中区日本大通り1番地
 神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地
 横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区本陣町1番15号
 川崎市長 福田 紀典



丁 神奈川県相模原市中央区中央1番15号
 相模原市長 加山 俊大



戊 神奈川県横浜市中区北港1-11-15 横浜STビル6F
 公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長 秋田 暁

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)、並びに救助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「丙」という。)、及び相模原市(以下「丁」という。)、と、公益財団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「戊」という。))は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下同じ。)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

(協力要請)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認められる場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

(協力)

第4条 戊は、前条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

(甲、乙、丙及び丁の役割)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
 - (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
 - (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
 - (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
 - (5) その他、関係者との調整に関すること
- 2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

(戊の役割)

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に係る借上型仮設住宅としての提供依頼及び同意確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
 (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること
 (5) その他、関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策総住宅務推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

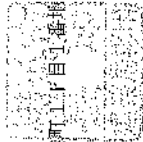
1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との間で締結した平成26年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成26年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日



甲 神奈川県横浜市中央区日本大通り1番11号
 神奈川県知事 黒岩 祐濤



乙 神奈川県横浜市中央区港町1丁目1番11号
 横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区役所本町1番1号
 川崎市長 福田 純彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央1丁目1番15号
 相模原市長 加山 俊夫

戊 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル17階
 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会 会長 三好 修



神奈川県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、神奈川県地域防災計画及び神奈川県医師会救護計画に定められた理・火葬対策の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この計画において「災害等」とは、大規模災害、我が国に対する外部からの武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行をいう。
- (2) この計画において「広域火葬」とは、災害等により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、主に県内の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、災害等により広域火葬が必要になった場合は、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

4 災害時相互応援協定との関連性

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、これらとあいまって円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

第2 事前対策計画

1 火葬場及び連絡担当部署等の把握

- 県は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。
- また、火葬場を設置する一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）に対しても、同様の扱いとする。
- (1) 県内及び近隣都県（関東地方知事会、関東甲信越静ブロック環境衛生主管課長会及び九都府市首脳会議を構成する都県をいう。以下同じ。）内の火葬場に名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項
 - (2) 市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部署の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時の遺体の取扱い体制、火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 一部事務組合は、災害等発生時の火葬実施体制、情報伝達等について構成市町村と協議し、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 民間の火葬場設置者にあつては、災害等発生時の火葬受入体制、情報伝達等の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、前記（1）から（3）までに関し必要な協力等を行うものとする。

3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

- 市町村は、必要に応じて次の事項に係る措置を講じておくものとする。
- (1) 災害等発生時に使用する遺体安置所の確保、棺及び遺体保存剤（ドライアイス）の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路及びその他必要な事項
 - (2) 感染性遺体を取納する際に必要とされる非透過性納体袋の確保、及び作業要員の感染性遺体を取納するための手袋、マスク等感染予防のための物品の確保方法
 - (3) 災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結
 - (4) 遺体の搬送及び資器材の搬送に使用を予定している車両については、法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、県公安委員会に事前に確認を受けておくものとする。

4 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火災の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めおくものとする。

5 広域火葬の模擬計画及び訓練

- (1) 市町村及び火葬場設置者は災害等の種類及び規模、死亡者数及び所在、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の模擬計画の作成に努めるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて次の事項を行うものとする。
 - 市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底
 - 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

第3 災害等発生時対応計画

1 広域火葬支援班の設置

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬支援班を保健福祉局生活衛生部生活衛生課に設置（法に基づき災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）し、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

2 被災状況の把握

- (1) 火葬場を設置する市町村及び一部事務組合（以下「火葬場設置市町村等」という。）は、災害等発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 民間の火葬場設置者は、前記の報告を行うよう努めるものとする。
- (3) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (4) 県は、前記（1）から（3）までの報告及び神奈川県災害情報管理システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣都府県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都府県以外の道府県（以下「他の道府県」という。）への応援要請を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都府県内で災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。
- (6) 民間の火葬場設置者は、前記（4）及び（5）と同様の対応に努めるものとする。

4 火葬場の割振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都府県及び他の道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置者、近隣都府県及び他の道府県に対し応援依頼の通知を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の調整を行い、応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、災害等の規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得るものとする。

5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都府県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣都府県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省にその旨を報告し、他の道府県等の応援を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都府県内で災害等が発生したときは、火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。
- (6) 民間の火葬場設置者は、前記（4）及び（5）と同様の対応に努めるものとする。

6 遺体の取扱い

- (1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすることを念頭に行動する。
- (2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、遺体の取扱いに係る必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 特に、感染性の遺体は、遺体保存箱（ドライアイス）とともに非透過性納体袋に納め、速やかな火葬について配慮するものとする。
- (4) 県は遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町村より要請があったときは、これに応ずるものとする。
- (5) 被災市町村は、遺体を取扱う場合は、別添「遺体の取扱い」に対する心得及び遺

体適正処理ガイドライン」を実施基準として行うものとする。

7 遺体等の搬送手段の確保

被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。

なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、関係業者、自衛隊等の協力を県に要請するものとする。

8 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死病死等、災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受け付けるものとする。

10 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。
- (2) 県は、市町村等から前記（1）に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

11 火葬状況の報告

- (1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った火葬場設置市町等（前記（1）の報告を行った市町を除く。）及び民間の火葬場設置者は、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

12 引取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引取り者のない焼骨については遺骨保管所等に保管するものとする。

附則

この計画は、平成10年12月24日から適用する。

附則

この計画は、平成11年6月1日から適用する。

附則

この計画は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成24年4月1日から適用する。

附則

多数遺体収容施設一覧表

市町村	区	収容可能施設	名称	所在地	令和5年4月1日現在 施設電話番号
鶴見区		鶴見スポーツセンター		鶴見区元宮 2-5-1	045-584-5671
		曹洞宗大本山總持寺(予備として指定)		鶴見区鶴見 2-1-1	045-581-6021
神奈川区		鶴見区内の仏教会 所屬寺院34寺院	(予備として指定)		
		神奈川スポーツセンター		神奈川区三ツ沢上町 11-18	045-314-2662
西区		平沼記念体育館		神奈川区三ツ沢西町 3-1	045-311-6186
		中スポーツセンター ※令和4年6月から令和5年5月末まで で中スポーツセンターの改修が予定さ れているため、この間に大規模災害等 が発生した場合は、南スポーツセン ターまたは磯子スポーツセンターを代 替施設とする予定。		中区新山下 3-15-4	045-625-0300
南区		南スポーツセンター		南区大岡 1-14-1	045-743-6341
		港南スポーツセンター		港南区日野 1-2-30	045-841-1188
保土ケ谷区		保土ケ谷スポーツセンター		保土ケ谷区神戸町 129-2	045-336-4633
		旭スポーツセンター		旭区川島町 1983	045-371-6105
磯子区		磯子スポーツセンター		磯子区杉田 5-32-25	045-771-8118
		金沢スポーツセンター		金沢区長浜 106-8	045-785-3000
港北区		港北スポーツセンター		港北区大戸町 518-1	045-544-2636
		緑スポーツセンター		緑区中山1-29-7	045-932-0733
青葉区		青葉スポーツセンター		青葉区市ケ尾町 31-4	045-974-4225
		都筑スポーツセンター		都筑区池辺町 2973-1	045-941-2997
戸塚区		戸塚スポーツセンター		戸塚区上倉田 477	045-862-2181
		栄スポーツセンター		栄区桂町 279-29	045-894-9503
泉区		泉スポーツセンター		泉区西が岡 3-11	045-813-7461
		瀬谷スポーツセンター		瀬谷区南台 2-4-65	045-302-3301
川崎区		川崎市スポーツ・文化総合センター		川崎区富士見 1-1-4	044-222-5211
		幸スポーツセンター		幸区戸手本町 1-11-3	044-555-3011
中原区		石川記念武道館		幸区下平間 357	044-544-0493
		とどろきアリーナ		中原区等々力 1-3	044-798-5000
高津区		高津スポーツセンター		高津区二子 3-15-1	044-813-6531
		市立高津高等学校体育館		高津区久本 3-11-1	044-811-2555
宮前区		宮前スポーツセンター		宮前区大蔵 1-10-3	044-976-6350
		多摩スポーツセンター		多摩区菅北浦 4-12-5	044-946-6030
麻生区		麻生スポーツセンター		麻生区上麻生 3-6-1	044-951-1234
		総合体育館		南区麻溝台 2284-1	042-748-1781
相模原市		北総合体育館		緑区下九沢 2368-1	042-763-7711
		串川地域センター		緑区青山 1012	042-784-2604
緑区		千木良公民館		緑区千木良 991-1	042-684-4349
		総合体育館(メイアリーナ)		横須賀市不入斗町 1-2	046-826-2800
横須賀市		西体育館		横須賀市長坂 1-2-3	046-856-8199
		南体育館		横須賀市久里浜 6-14-1	046-835-0780
		北体育館		横須賀市夏島町 2	046-865-9333

この計画は、平成28年 4月 1日から適用する。
附則

この計画は、平成29年 5月 1日から適用する。

災害時における応急給水及び復旧工事の協力の協定書(1)

神奈川県企業庁水道施設地震災害対策計画及び神奈川県企業庁水道施設風水害等災害対策計画の定めるところにより、災害時における応急給水及び復旧工事の協力について、神奈川県企業庁企業局長(以下「甲」という。)と神奈川県管工事業協同組合理事長(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び被害を被った水道施設の復旧工事を円滑に実施することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙に協力を要請し、乙はこれに協力するものとする。
- 2 甲は、乙に前項の協力を要請するときは、指示書又は電話等により必要な機材、工事内容、工事場所等を明示するものとし、乙はこれに基づき、神奈川県管工事業協同組合理事長に連絡し、当該支部の組合員に、応急給水及び復旧工事を行わせるものとする。
- 3 乙は、各支部の作業が広域におよび支部をまたがる場合は各支部間の調整を行うものとする。
- 4 甲は、他事業体から災害時相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し応援派遣を要請できるものとする。
- この場合、乙は、甲の要請に基づき各支部に応援派遣を指示するものとする。

(契約)

- 第3条 応急復旧工事の実施契約は、後日、応急復旧工事を実施する水道営業所長と乙との間で締結するものとする。
- 2 甲が、乙に神奈川県外を含む給水区域外の応援派遣を委託する場合においては、甲と乙とで、派遣業務に係る契約を締結するものとする。

(連絡窓口)

第4条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

- 甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県企業庁企業局事業計画部計画課
電話 045-210-7252
- 乙 海老名市中央3-3-12
神奈川県管工事業協同組合
電話 046-292-3555

(協定の適用期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了30日前までに、甲又は乙が何らかの意思表示を行わ

市町村	区	収容可能施設	名称	所在地	施設電話番号
平塚市		ひらつかアリーナ		平塚市中堂 246-1	0463-25-0011
		花水公民館(体育館)		平塚市桃浜町34-34	0463-31-3824
		神田公民館(体育館)		平塚市田村3-12-5	0463-55-0239
		金目公民館(体育館)		平塚市南金目966	0463-58-0101
		金田公民館(体育館)		平塚市入野108-1	0463-31-2136
鎌倉市		旭南公民館(体育館)		平塚市山下1096-1	0463-31-2255
		鎌倉体育館		鎌倉市由比方浜 2-9-9	0467-24-3553
		大船体育館		鎌倉市台 3-2-5	0467-47-1892
藤沢市		奥田公園駐車場		藤沢市鶴沼東 5-3	0466-27-6191
		湘南台駅地下自動車駐車場		藤沢市湘南台1-43-13	0466-43-9253
		秋葉台文化体育館		藤沢市速藤2000-1	0466-88-1111
小田原市		小田原スボーツ会館		小田原市南町 1-1-40	0465-23-2465
		県立西湘高校		小田原市漣台 1-3-1	0465-47-2171
		県立小田原城北工業高校		小田原市栢山 200	0465-36-0111
茅ヶ崎市		茅ヶ崎市体育館		茅ヶ崎市十間坂 3-6-5	0467-82-7701
		三浦市勤労市民センター		三浦市天神町4-19	046-881-3766
		文化会館		茅ヶ崎市平沢 82	0463-81-1211
厚木市		厚木市斎場		厚木市下古沢 548	046-281-8595
		大和市市民センター		大和市上草柳 1-1-1	046-261-6200
		伊勢原市行政センター		伊勢原市田中 316-1	0463-94-4711
海老名市		海老名市運動公園総合体育館		海老名市中新田3291-19	046-235-7204
		市民体育館		海老名市相武台 1-47-1	046-255-0077
		南足柄中学校		南足柄市内山 2575	0467-76-9292
鎌倉市		鎌倉市市民センター		鎌倉市深谷上 3-6-1	—
		総合体育館メインアリーナ		鎌倉市平沢 82	0467-75-1005
		市民交流センター(若年者八記念産内観技場)		大磯町虫窪 7	0463-71-3650
大磯町		大磯町保健センター		大磯町東小磯 191	0463-61-4100
		災害状況に応じて選定する。		中井町比奈窪 56	0465-81-3907
		農村環境改善センター		大井町金子 1995	0465-83-5409
大井町		生涯学習センター		松田町松田麻子1475	0465-83-6600
		審判学校		松田町香 2549	0465-89-2201
		災害状況に応じて選定する。		—	—
開成町		災害状況に応じて選定する。		—	—
		災害状況に応じて選定する。		—	—
		災害状況に応じて選定する。		—	—
箱根町		森のふれあい館		箱根町箱根 381-4	0460-83-6006
		郷土資料館		箱根町湯本 266	0460-85-7111
		真鶴兜火		真鶴町真鶴 1916-1	0465-68-6481
湯河原町		災害状況に応じて選定する。		—	—
		災害状況に応じて選定する。		—	—
		災害状況に応じて選定する。		—	—
愛川町		愛川町農村環境改善センター		愛川町田代 1195	046-281-2829
		愛川兜火		愛川町棚沢 941-1	046-285-9411
		宮ヶ瀬地区住民センター		清川村粟ヶ谷2938-1	046-288-1242
清川村		柳坂自治会館		清川村粟ヶ谷1985-1	046-288-1804
		中根自治会館		清川村粟ヶ谷1785-1	046-288-2616
		八幡自治会館		清川村粟ヶ谷1104-54	046-288-1243
		金鷺自治会館		清川村粟ヶ谷19-1	046-288-1752
		舟沢自治会館		—	—

ないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項等)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じ若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定の締結に伴い、平成14年4月1日づけで締結した、災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書は廃止する。
この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川企業庁
企業局長 中島英雄
乙 海老名市中央3-3-12
神奈川県管工事業協同組合
理事長 杉山万茂

資料 4-5-2
(企業局総務室)

災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)

神奈川県企業庁災害対策計画、神奈川県企業庁水道施設地震災害対策計画及び神奈川県企業庁水道施設風水害等対策計画の定めるところにより、災害時における応急給水及び復旧工事の協力について、神奈川県企業庁企業局長(以下「甲」という。)と藤沢市管工事業協同組合理事長(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び被害を被った水道施設の復旧工事を円滑に実施することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙に協力を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙に前項の協力を要請するときは、指示書又は電話等により必要な機材、工事内容、工事場所等を明示するものとし、乙はこれに基づき、組合員に応急給水及び復旧工事を行わせるものとする。

3 甲は、他事業体から災害時相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し応援派遣を要請できるものとする。

(契約)

第3条 応急復旧工事の実施契約は、後日、応急復旧工事を実施する水道営業所長と乙との間で締結するものとする。

2 甲は、乙に神奈川県外を含む給水区域外の応援派遣を委託する場において、甲と乙とで、派遣業務に係る契約を締結するものとする。

(連絡窓口)

第4条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川企業庁企業局水道部計画課
電話 045-210-7252

乙 藤沢市鶴沼石上2-5-7
藤沢市管工事業協同組合
電話 0466-27-1611

応急物資の取扱いに関する協定書

(以下「甲」という。)と神奈川県知事 (以下「乙」という。)
は、災害時に災害救助法が発動された場合、甲が乙に直接売却する応急物
資 () の売買について次の条項を協定する。

第1条 甲は、乙から応急物資の買受け要請があった場合は、その数量等を協議
し売買契約(以下「契約」という。)を締結のうえ現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲と乙が協議し決定するものとし、原則とし
て災害発生直前の適正な価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については、すみやかに行なうものとする。

第4条 甲は乙に毎年7月31日現在の物資の在庫量等を別紙様式により報告す
るものとする。

第5条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が
誠意ある協議を行なうものとする。

第6条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日からとし、甲、乙、何れかの
申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙、それぞれ1通を所持するもの
とする。

年 月 日

甲 〇 〇 〇 〇

乙 神奈川県知事

(協定の適用期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までと
する。

ただし、有効期間満了30日前までに、甲又は乙が何らかの意思表示を行
わないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例
によるものとする。

(協議事項等)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生
じ若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議
のうえ、決定するものとする。

附 則
(適用)

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県企業庁
企業局長 北村 明

乙 藤沢市鶴沼石上2-5-7
藤沢市管工事業協同組合
理事長 相原 厚志

九都県市災害時相互応援等に関する協定

制 定 平成22年4月1日
一部改正 平成26年2月13日
一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあわせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあわせん
 - イ 被災者の救済・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資器材及び物資の提供及びあわせん
 - ウ 情報収集及び救済・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあわせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあわせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあわせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあわせん
- (5) 救済物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあわせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(連絡員の派遣)

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めるときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援調整都県市の設置)

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援調整都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。

3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2. 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事 森田健作

東京都知事 小池百合子

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 林文子

川崎市長 福田紀彦

千葉市長 熊谷俊人

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 本村賢太郎